

人 企 一 1 0 7 1

令 和 6 年 9 月 4 日

人 事 院 事 務 総 長

「任用関係の承認申請等の手続について」の一部改正について（通知）

「任用関係の承認申請等の手続について（平成21年3月18日人企一537）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年12月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
任用関係の承認申請等は次の各項に掲げる申請等の場合に応じ、当該各項(2)に定める申請先等に提出して行うものとする。	任用関係の承認申請等は次の各項に掲げる申請等の場合に応じ、当該各項(2)に定める申請先等に提出して行うものとする。
1 人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企一532。以下	1 人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企一532。以下

「規則 8—1 2 運用通知」という。) 第 9 条関係第 3 項の規定に基づく他名簿の認定申請の場合

(1) (略)

(2) 申請先

ア 当該名簿が人事院規則 8—1 8 (採用試験) (以下「規則 8—1 8」という。) 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる採用試験のうち行政及び教養の区分試験 (規則 8—1 8 第 4 条第 3 項に規定する区分試験をいう。以下同じ。)、規則 8—1 8 第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる採用試験のうち事務、事務 (社会人)、技術及び技術 (社会人) の区分試験並びに同条第 3 項第 3 号及び第 9 号に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された名簿以外の名簿の場合

人事院事務総長

イ (略)

2 人事院規則 8—1 2 (職員の任免) (以下「規則 8—1 2」という。) 第 1 2 条第 2 項の規定に基

「規則 8—1 2 運用通知」という。) 第 9 条関係第 3 項の規定に基づく他名簿の認定申請の場合

(1) (略)

(2) 申請先

ア 当該名簿が人事院規則 8—1 8 (採用試験) (以下「規則 8—1 8」という。) 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる採用試験のうち行政の区分試験 (規則 8—1 8 第 4 条第 3 項に規定する区分試験をいう。以下同じ。)、規則 8—1 8 第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる採用試験のうち事務、事務 (社会人)、技術及び技術 (社会人) の区分試験並びに同条第 3 項第 3 号及び第 9 号に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された名簿以外の名簿の場合

人事院事務総長

イ (略)

2 人事院規則 8—1 2 (職員の任免) (以下「規則 8—1 2」という。) 第 1 2 条第 2 項の規定に基

づく任命結果の通知の場合

(1) (略)

(2) 通知先

ア 当該名簿が規則 8—1 8 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる採用試験のうち行政及び教養の区分試験、同項第 2 号に掲げる採用試験のうち事務、事務（社会人）、技術及び技術（社会人）の区分試験並びに同条第 3 項第 3 号及び第 9 号に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された名簿以外の名簿の場合

人事院事務総長

イ (略)

3 規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号若しくは第 1 0 号又は規則 8—1 2 運用通知第 1 8 条関係第 4 項ただし書の規定に基づく選考による採用の承認申請の場合

(1) (略)

(2) 申請先

人事院事務総長。ただし、規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、規則 8—1

づく任命結果の通知の場合

(1) (略)

(2) 通知先

ア 当該名簿が規則 8—1 8 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる採用試験のうち行政の区分試験、同項第 2 号に掲げる採用試験のうち事務、事務（社会人）、技術及び技術（社会人）の区分試験並びに同条第 3 項第 3 号及び第 9 号に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された名簿以外の名簿の場合

人事院事務総長

イ (略)

3 規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号若しくは第 1 0 号又は規則 8—1 2 運用通知第 1 8 条関係第 4 項ただし書の規定に基づく選考による採用の承認申請の場合

(1) (略)

(2) 申請先

人事院事務総長。ただし、規則 8—1 2 第 1 8 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、規則 8—1

8 別表第1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第1号及び第11号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号及び第2号並びに同表刑務官採用試験の項第1号から第4号までに掲げる官職へ選考により採用する場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。

4～6 （略）

7 規則8—12第39条第1項第3号に該当する場合の臨時的任用又はその更新の承認申請の場合

(1) （略）

(2) 申請先

ア （略）

イ アの官職以外の官職の場合  
人事院事務総長。ただし、規則8—18 別表第1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第1号及び第11号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号及び第2号並びに同

8 別表第1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第1号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号及び第2号並びに同表刑務官採用試験の項第1号から第4号までに掲げる官職へ選考により採用する場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。

4～6 （略）

7 規則8—12第39条第1項第3号に該当する場合の臨時的任用又はその更新の承認申請の場合

(1) （略）

(2) 申請先

ア （略）

イ アの官職以外の官職の場合  
人事院事務総長。ただし、規則8—18 別表第1 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第1号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号及び第2号並びに同表刑務官採用

<p>表刑務官採用試験の項第1号から第4号までに掲げる官職の場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>試験の項第1号から第4号までに掲げる官職の場合については、人事院地方事務局長又は人事院沖縄事務所長とする。</p> <p>8・9 (略)</p>
---	---

以 上